

受給申請書（様式第1号の3）記入上の注意

申請書1頁目について

申請書表面右上の申請日は、基準日以降の日付を記入してください。

- イ 本制度における「基準日」は、原則として、早期給付申請は当該年度（申請日の属する年度）の4月1日、一般申請は当該年度の7月1日をそれぞれ指します。

申請書表面上部の世帯区分は、次によって○を付けてください。

- イ **㊦非課税世帯**は、当該年度の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯を指します。（早期給付申請の場合は、当該前年度の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯）
- ロ **㊧105,500円未満の世帯（年収270～380万円相当の世帯）**は、当私立高等学校等専攻科に通う高校生等がおり、基準日現在、生業扶助（高等学校等就学費）が行われておらず、保護者等全員の当該年度の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額が、105,500円未満である世帯を指します（イを除く）。
- ハ **㊨264,500円未満（年収380～600万円相当）であり、扶養する子が3人以上いる世帯**は、私立高等学校等専攻科に通う高校生等がおり、基準日現在、生業扶助（高等学校等就学費）が行われておらず、保護者等全員の当該年度の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額が、264,500円未満であり、扶養する子が3人以上いる世帯を指します（イ及びロを除く）。
- ニ **㊩家計急変世帯**は、当該年度の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が課税されており、家計の急変により、当該次年度においてイからハのいずれかに相当すると認められる世帯を指します。

①の欄は、次によって記入してください。

- イ 5つの誓約項目について、内容を確認の上、全ての項目に必ずチェックを記入してください。

②の欄は、次によって記入してください。

- イ 申請者（保護者等）の氏名、住所及び連絡先等を漏れなく記入してください。申請後に記載内容に変更が生じた場合は、当課まで必ず連絡してください。事前連絡なしに連絡先等を変更されると、奨学のための給付金を受給できなくなる可能性があります。
- ロ 保護者等とは、原則生計維持者を指します。
- ハ 保護者等が基準日時点で埼玉県内に住所を有していない場合は、埼玉県ではなく、基準日時点で住所を有していた他都道府県に申請してください。
なお、保護者等の一方が埼玉県内に住所を有し、他方が埼玉県外に住所を有する場合は、生活の本拠と考える都道府県のみ申請してください。

③の欄は、次によって記入してください。

- イ 埼玉県又は埼玉県以外の都道府県に対し、新1年生（新入生）対象の早期給付を申請し、4月から6月分に相当する額を早期に受給された方は、「申請しています。」にチェックを記入してください。
いずれの都道府県からも早期給付を受給していない方は、「申請していません。」にチェックを記入してください。（申請したが、不支給となった場合も含みます。）

④の欄は、次によって記入してください。

- イ 現在通っている学校の在学期間について記入してください。休学許可を受けている場合は、その期間についても記入してください（基準日現在、当該年度の全ての期間において休学許可を受けている場合は支給対象外）。
また、過去に高等学校等専攻科に在学したことがある場合には、当該学校の在学期間についても記入してください。
- ロ 「高等学校等専攻科」とは、私立の高等学校の専攻科、中等教育学校の後期課程の専攻科をいいます。
- ハ 「学校の種類」の欄には、高等学校（専攻科）、中等教育学校（専攻科）等、在籍する学校に該当する種類を選択してください。
- ニ 過去に在学していた高等学校等の「学校の種類・課程」の欄には、専攻及び課程が分かるよう記入してください。

⑤の欄は、次によって記入してください。

- イ 2つの誓約項目について、内容を確認の上、全ての項目に必ずチェックを記入してください。
- ロ 高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）の受給資格を有していない場合は、奨学のための給付金の受給資格はありません。
- ハ 過去に国公立を問わず高等学校等専攻科を修了したことがある場合には、奨学のための給付金の受給資格はありません。
- ニ 高等学校等専攻科に通う生徒の奨学のための給付金の受給可能回数は、2回（高等学校等専攻科の定める修業年限が1年の場合は1回）までです。これを超えての受給はできません。
また、早期給付を受給した場合については、同一年度内に7月から3月に相当する額を受給した場合においても、受給回数を1回として数えます。
なお、早期給付のみを受給し、同一年度内に7月から3月に相当する額を受給していない場合についても、同様に受給回数を1回と数えます。
その他、要綱第3条（1）キ又は（2）カの災害等により制服を喪失・棄損した場合の加算支給は、受給回数に含めません。

申請書2頁目について

⑥の欄は、次によって記入してください。

- イ ②264,500円未満であり、扶養する子が3人以上いる世帯又は⑩家計急変世帯は、必ず記入してください。
⑨A非課税世帯及び⑨B105,500円未満の世帯は、記入不要です。
- ロ 本制度の「扶養」は、申請者（保護者等）が医療保険各法（健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいう。）における扶養者（被保険者）として、対象生徒等を扶養（援助）していることを指します。
- ハ 続柄は対象生徒（高校生等）ではなく、申請者（保護者等）から見たものを記入してください。

⑦の欄は、次によって記入してください。

- イ ⑨A～⑨Dの全世帯が、項目に必ずチェックを記入してください。

⑧の欄は、次によって記入してください。

- イ I～IVのうち該当する1つのみにチェックを記入してください。
- ロ Iは、対象生徒が高等学校等専攻科に在学する場合、成人に達したのが在学前であっても、対象生徒に両親（父母）が存在する場合等に選択してください。
なお、父母等が海外赴任等で日本国内に住所を有しておらず、当該年度の住民税の課税状況が証明できない場合は、奨学のための給付金の支給対象外となります。
- ハ IIは、対象生徒が高等学校等専攻科に在学する場合、成人に達したのが在学前であっても、対象生徒にひとり親（父又は母）が存在する場合等に選択してください。
また、父母が存在するものの、ドメスティックバイオレンス（DV）や養育放棄（ネグレクト）等の事情により、やむを得ず、父母の1人の課税証明書等を提出できない場合も、IIを選択することができます。
上記のような事情を有する方は、申請前に当課に必ず御相談の上、IIを選択するようお願いします。
なお、上記のような事情がなく、別居中や離婚調停中である場合は、IIではなく必ずIを選択してください。
- ニ IIIは、対象生徒に父母が存在しないが、主たる生計維持者が存在する場合等に選択してください。
- ホ IVは、対象生徒に父母又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合等に選択してください。
- へ 対象生徒が高等学校等専攻科に在学しており、満18歳となる日の前日において里親等に委託されていた場合、児童養護施設等に入所していた場合、そのほか社会的養護が必要と認められる場合は、III又はIVを選択してください。

⑨の欄は、次によって記入してください。

- イ 次のロで記載する条件を全て満たしている場合のみチェックを記入してください。
- ロ ・対象生徒が在学している高等学校等専攻科では、制服の着用を義務付けられている。
・災害等（自然災害や火災等、いずれも罹災証明書が発行される規模を想定）により、当該制服が喪失・毀損した。
・喪失・毀損した制服の代替となる制服を再度購入する必要がある。
・在学する学校の責任において、上記3つの事項を誓約・証明することが可能である。
- ハ 上記ロの条件を全て満たし、⑨の欄にチェックを記入した方は、必ず別紙の「制服の再購入に係る誓約書及び証明書（様式第17号）」及び罹災証明書（被災証明書やこれらに類する公的書類）も併せて提出してください。

申請書3頁目について

⑩の欄は、④～⑥の全世帯が次によって記入してください。

- イ 申請者（保護者等）ではなく、対象生徒（高校生等）の国籍にチェックを記入してください。
- ⑪の欄は、次によって記入してください。

- イ ⑩の欄でⅡ「日本国以外」を選択した場合のみ、Ⅰ～Ⅶのうち該当する1つのみにチェックを記入し、在留資格・在留期間等必要事項を記入してください。
⑩の欄でⅠ「日本国」を選択した場合は、記入不要です。
- ロ 対象生徒（高校生等）の在留資格がⅥ「家族滞在」である場合において、「小学校」は、「日本の小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部」をいい、「中学校」は「日本の中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部」をいい、「高等学校」は「日本の高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校の第三学年又は専修学校の高等課程（修業年限が三年以上のものに限る。）」をいいます。
- ハ 対象生徒（高校生等）の在留資格がⅥ「家族滞在」である場合において、「日本国で就労する意思の有無」は、「高等学校等専攻科の修了後、就労して引き続き日本国に在留する意思」を問うものですが、高等学校等専攻科の修了後、直ちに就労をするものに限りません。
- ニ 対象生徒（高校生等）の国籍が「日本国以外」である場合において、申請時点で在留期間が経過していても、在留期間の延長申請を既に行っている場合（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第20条第6項の規定による「特例期間」に当たる場合）には、申請は可能ですが、在留期間の延長が認められたことを証明する書類の提出が必要です。なお、対象生徒（高校生等）の在留資格がⅠ「特別永住者」又はⅡ「永住者」は、提出書類に在留期間が記載されている必要はありません。

⑫の欄は、次によって記入してください。

- イ ⑩の欄でⅥ「家族滞在」を選択した場合で、「日本国の小学校、中学校及び高等学校等を「卒業した」にレ印を付けた」かつ「日本国で就労する意思の有無について「はい」にレ印を付けた」場合のみ、該当する項目にチェックを記入し、必要書類を御提出ください。

留意事項について

- イ 2校以上の学校に在学している場合は、いずれか1校を選んで申請してください。
- ロ 基準日時点で当該年度の全ての期間において休学許可を受けている場合は、支給対象外となります。
- ハ 奨学のための給付金の申請後に課税額の修正があった場合は、当課に速やかに御連絡ください。
- ニ ⑨家計急変世帯において、申請後に年収見込額に変更があった場合、速やかにその旨申し出てください。
- ホ 不正に奨学のための給付金を受給した場合は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年3月30日規則第15号）の規定に基づき、罰則が科されることがあります。